

教科及び教科の指導法に関する科目

免許教科[数学](中学校教諭1種免許状)

(◎は必修科目、○は選択必修科目)

課程認定を受けている学科	免許法施行規則に定める科目区分	単位数	本学における適用科目	単位	教育実習前 必須要件		
アーツ・サイエンス 学科	1 代数学	1単位以上	◎ MTH 103 線形代数学 I	(3)	要 (6単位)		
			◎ MTH 232 数学通論 I(集合と代数系)	(2)			
			MTH 233 線形代数学 II	(2)			
			MTH 331 代数学 I	(2)			
			MTH 332 代数学 II	(2)			
	2 幾何学	1単位以上	◎ MTH 251 数学通論 III(一般位相)	(2)			
			MTH 351 幾何学 I	(2)			
			MTH 352 幾何学 II	(2)			
	3 解析学	1単位以上	○ MTH 101 微分積分学 I	(3)			
			○ MTH 102 数学入門	(3)			
			MTH 211 微分積分学 II	(2)			
			MTH 212 1変数複素関数論	(2)			
			MTH 213 微分方程式論	(2)			
			◎ MTH 214 数学通論 II(解析基礎)	(2)			
			MTH 311 解析学 I	(2)			
	MTH 312 解析学 II	(2)					
	4 「確率論、統計学」	1単位以上	◎ MTH 271 確率・統計入門	(2)			
			MTH 272 確率論と統計学	(2)			
	5 コンピュータ	1単位以上	○ ISC 104 プログラミング基礎	(3)			
			○ ISC 106 情報科学実験	(2)			
			ISC 314 数値解析入門	(3)			
	6	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目					
	7 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	8単位以上	◎ TCP 204 数学科教育法 I	(2)			
			◎ TCP 205 数学科教育法 II	(2)			
			◎ TCP 206 数学科教育法 III	(2)			
			◎ TCP 207 数学科教育法 IV	(2)			
				計 28 単位以上			

免許教科[数学](高等学校教諭1種免許状)

(◎は必修科目、○は選択必修科目)

課程認定を受けている学科	免許法施行規則に定める科目区分	単位数	本学における適用科目	単位	教育実習前 必須要件		
アーツ・サイエンス 学科	1 代数学	1単位以上	◎ MTH 103 線形代数学 I	(3)	要 (4単位)		
			◎ MTH 232 数学通論 I(集合と代数系)	(2)			
			MTH 233 線形代数学 II	(2)			
			MTH 331 代数学 I	(2)			
			MTH 332 代数学 II	(2)			
	2 幾何学	1単位以上	◎ MTH 251 数学通論 III(一般位相)	(2)			
			MTH 351 幾何学 I	(2)			
			MTH 352 幾何学 II	(2)			
	3 解析学	1単位以上	○ MTH 101 微分積分学 I	(3)			
			○ MTH 102 数学入門	(3)			
			MTH 211 微分積分学 II	(2)			
			MTH 212 1変数複素関数論	(2)			
			MTH 213 微分方程式論	(2)			
			◎ MTH 214 数学通論 II(解析基礎)	(2)			
			MTH 311 解析学 I	(2)			
	MTH 312 解析学 II	(2)					
	4 「確率論、統計学」	1単位以上	◎ MTH 271 確率・統計入門	(2)			
			MTH 272 確率論と統計学	(2)			
	5 コンピュータ	1単位以上	○ ISC 104 プログラミング基礎	(3)			
			○ ISC 106 情報科学実験	(2)			
			ISC 314 数値解析入門	(3)			
	6	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目					
	7 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	4単位以上	◎ TCP 204 数学科教育法 I	(2)			
			◎ TCP 205 数学科教育法 II	(2)			
			◎ TCP 206 数学科教育法 III	(2)			
			◎ TCP 207 数学科教育法 IV	(2)			
				計 24 単位以上			

<履修の注意>

- イ. 上記の表中「教育実習前要修得科目」欄に「要」と記載がある科目は教育実習参加学期前(通常第3年次第3(冬)学期)までに履修することを実習参加の条件とする。「各教科の指導法」について、中学校6単位、高等学校4単位を実習前の要修得単位とし、残りの必修単位がある場合、教育実習参加年度(またはそれ以降)に履修することを認める。
- ロ. 高等学校の教員免許状のみ取得希望の場合、「各教科の指導法」は原則ⅠとⅡを履修すること。万が一、事情により、Ⅱの代わりにⅢまたはⅣの履修を希望する場合は、必ず履修する学期の前学期までに教務グループに相談すること。
- ハ. 隔年開講の科目もあるので、ehandbookのコースオファリングスを参照の上、注意して履修計画を立てること。